

東かがわ市条例第 25 号

東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

東かがわ市長

上村 - 郎

東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東かがわ市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東かがわ市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 略 2 略 3 略 (1) 保育士（<u>香川県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は香川県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士</u>）の資格を有する者	(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者

改正後	改正前
(2)～(9) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10</u> <u>第1項各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。	(2)～(9) 略 4・5 略 (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10</u> <u>各号に掲げる行為</u> その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をし てはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。